

勤勉手当の支給月数について

1 支給月数（市長部局のうち、校園を除く）

○令和7年度

ア 再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員

（原資）1.050月

相対区分		技能労務職以外	技能労務職
		行政職 1～5 級相当	1～3 級
第1区分		1.138	1.162
第2区分		1.107	1.123
第3区分		1.063	1.067
第4区分		0.988	0.988
第5区分	C	0.938	0.938
	D	0.900	0.900

イ 再任用職員

（原資）0.500月

相対区分		技能労務職以外	技能労務職
		行政職 1～5 級相当	1～3 級
第1区分		0.504	0.504
第2区分		0.502	0.502
第3区分		0.500	0.500
第4区分		0.473	0.473
第5区分	C	0.459	0.459
	D	0.451	0.451

ウ 会計年度任用職員

（原資）1.050月

	支給月数
課長代理級相当以下	1.050

・懲戒処分等があった場合は本務職員の取扱いと同様、第5区分相当として支給を行う。

2 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する。

3 その他

原資月数の改定等がある場合は、支給月数を再計算する。